特定農林水産物等登録簿

登録番号		第54号	登録年月日	平成29年12月15日
申請番号	第121号		申請年月日	平成29年3月24日
特定農林水産物等の 区分		第三類 果実類 うんしゅうみかん		
特定農林水産物等の 名称		香川小原紅早生みかん(カガワオバラベニワセミカン)		
特定農林水産物等の 生産地		香川県		
特性		「香川小原紅早生みかん」は、香川県で発見された品種「小原紅早生」を用いて香川県内で栽培された温州みかんがある。果皮の色は鮮やかな濃紅色で、国内で栽培される温州みかん約 100 品種の中で、果皮の色が最も紅いと言われており、その色は、品種登録の際の特性評価では、同種の温州みかんが濃橙であるのに対して、一段階高い紅(赤橙)として登録されている。果肉の色も濃橙色で、他の温州みかんとは、明らかに異なる形質を有している稀少な品種である。(資料 No.1「果皮、果肉の色比較」)「香川小原紅早生みかん」の栽培に当たっては、個々の園地の果実のサンプリング調査等により、その生育状況を確認した上で、園地の栽培環境に合わせたきめ細かな栽培管理指導を行い、産地全体で糖度と酸度のバランスのとれた果実を生産している。また、厳しい品質管理によって市場には良食味の青果しか流通させておらず、一般的な温州みかんにはない濃紅色をした外観と相まって、高単価で取り引きされている。(資料 No.2「香川小原紅早生みかんの単価」) さらに、露地栽培のほか、越冬栽培、ハウス栽培の3つの作型で栽培することにより、長期間の販売が可能で、実需者に対するアピール力も強い。特に、ハウス栽培のものは、温州みかんの出回り時期でない夏場に食べることができる「紅くて甘いみかん」として人気が高く、6月下旬のハウス栽培の初出荷時には初競りが新聞、TVなどの地元メディアに取り上げられており、地元香川を代表する産品として認識されている。 加えて、近年は海外へも輸出され、春節を前にみかんを贈り合う習慣のある中華系の消費圏において、特長でもある紅い色が好まれ、引き合いも強い。		
特定農林水産生産の方法	産物等の	(2) 栽培の方 香川県内 生産園地で 紅早生みか なお、指	において、品種 の植栽から収種 んの栽培管理」 導員等(JA指 の園地巡回を行	引いる。 重「小原紅早生」を用いて栽培する。 痩までの管理については、「香川小原 (資料 No. 3)に沿って行う。 旨導員、県の普及員)が収穫までの期 行い、個々の園地に合わせた栽培管理

(3) 出荷規格 出荷については、別表「香川小原紅早生みかん出荷規格」 を遵守する。 (4) 最終製品としての形態 「香川小原紅早生みかん」の最終製品としての形態は、青果(温 州みかん)である。 「小原紅早生」は、昭和48年、香川県坂出市の生産者小原幸晴 特定農林水産物等の 氏のみかん園で栽培されていた「宮川早生」という品種の中に、偶 特性がその生産地に 然発見された枝変わりの紅いみかんを地域の人たちが協力して接 主として帰せられる ぎ木で増やし、長い時間をかけて育てあげた香川県のオリジナル品 ものであることの理 種である。 日照時間が長く、みかんの甘さを決める夏秋期に雨が少なく、冬 \forall でも温暖な瀬戸内海式気候の香川県は、温州みかんの栽培に適して おり、古くから味の良い、高品質な温州みかんが栽培されてきた。 しかし、「小原紅早生」が発見された昭和40年代後半、全国的に 温州みかんは供給過剰気味で、販売価格が低迷していたことから、 販売価格を向上するために、差別化商品の開発が急務であった。 このため、新たな品種に期待する地域の生産者7名が、昭和59 年から「小原紅早生」の栽培を開始し、徐々に生産量を増やすとと もに、JAや香川県農業試験場も加わって紅色の要因や色以外の特 性についての調査を進め、平成5年に品種登録に至った。その後、 他の系統には極めて少ない紅色の果皮を有する差別化商品として、 平成17年度の香川県果樹農業振興計画でかんきつ類の重点推進品 種に指定され、県を挙げて苗木の増殖や生産技術の普及推進を行 い、県内全域に産地を拡大させている。(資料 No. 4「香川小原紅早 生みかんの生産状況」) なお、平成23年までは、育成者権があり、香川県内のみで栽培 していた。温州みかんの収穫には、植え付けから収穫まで5~6年 は必要であることから、現在、市場へ出荷できる品質の「小原紅早 生みかん」を収穫可能なのは香川県のみであり、実際、市場には、 香川県産のみが流通している。 また、「香川小原紅早生みかん」は、香川県が推奨するブランド 果実「さぬき讃フルーツ」の対象品目にも指定されており、香川県 を代表するブランド果実として、香川県の「さぬき讃フルーツ」の 牽引役を務めている。 「香川小原紅早生みかん」は、昭和59年から坂出市で栽培され 特定農林水産物等が ていた。品種登録された平成5年に、生産者団体、生産者による「種 その生産地において 苗登録品種小原紅早生みかん生産振興協議会」が設立されたことを 生産されてきた実績 機会に、苗木の増殖と生産技術の普及推進に取り組み、あわせて地 道な消費宣伝活動に取り組んだことで、「美味しい紅いみかん」の イメージが消費者に定着し、市場での評価も徐々に高くなった。さ らに、平成18年には、「さぬき紅」、「金時紅」のブランドを設 けたことにより、贈答品としても知名度が高くなり、現在、県内各 地へ産地が拡大し、生産量も徐々に増加している。 規則第5条第2項各 第13条第1項第4号ロ該当の有無:無 号に掲げる事項 香川県農業協同組合 登録生産者団体の名 香川県高松市寿町一丁目3番6号 称及び住所並びに代

代表理事理事長 北岡 泰志

表者の氏名

備考

1. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名]

変更年月日:令和2年6月22日

(変更前) 登録生産者団体の名称:香川県農業協同組合

登録生産者団体の住所: 香川県高松市西の丸町 14番7号 代表者の氏名: 代表理事理事長 遠城 昌宏

(変更後) 登録生産者団体の名称:香川県農業協同組合

登録生産者団体の住所:香川県高松市寿町1丁目3番6号

代表者の氏名 : 代表理事理事長 木内 秀一

2. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名]

変更年月日:令和4年9月16日

(変更前) 代表者の氏名:代表理事理事長 木内 秀一 (変更後) 代表者の氏名:代表理事理事長 村川 進

3. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名]

変更年月日:令和7年6月28日

(変更前) 代表者の氏名:代表理事理事長 村川 進 (変更後) 代表者の氏名:代表理事理事長 北岡 泰志